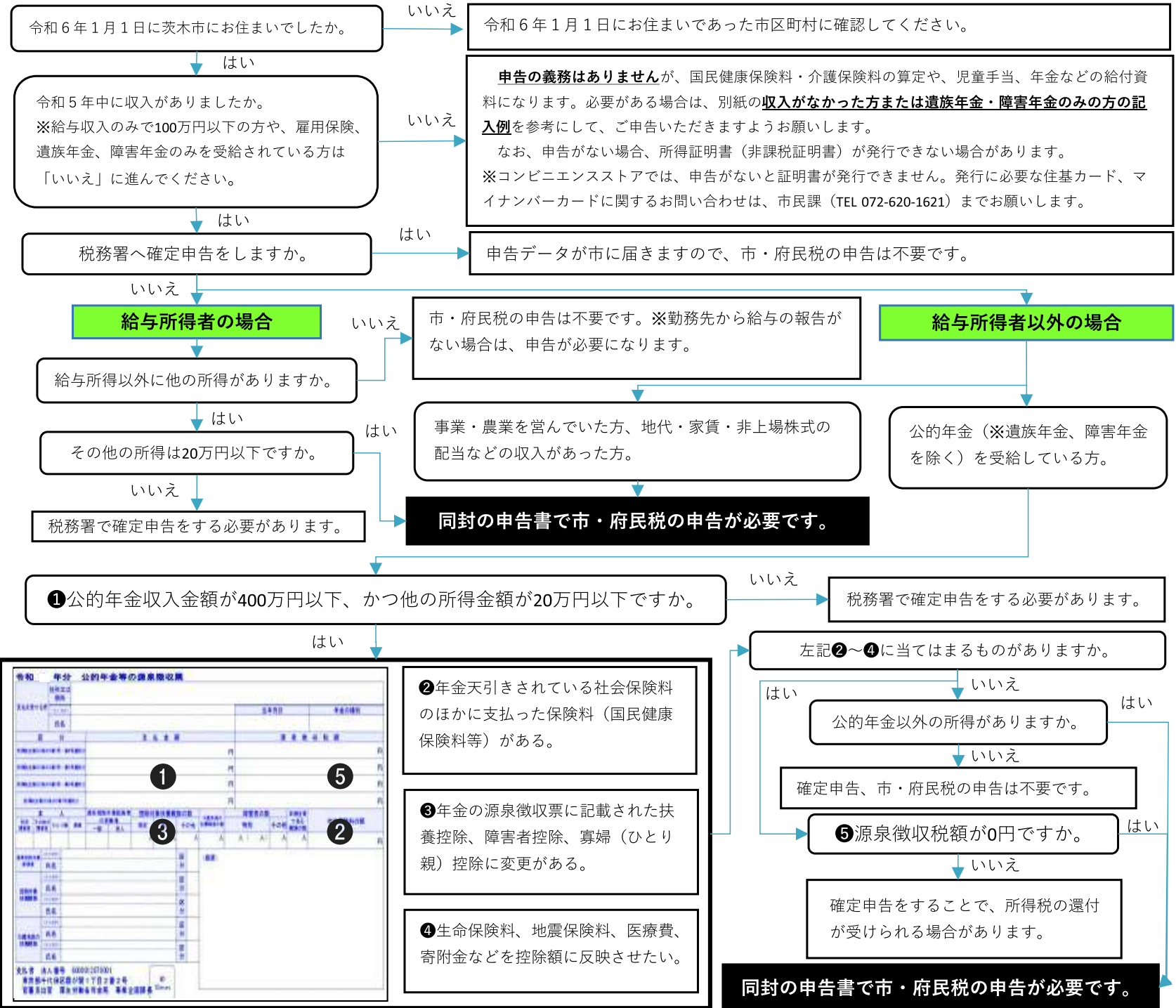


令和6年度 市・府民税申告書の手引き

◎市・府民税の申告の必要がある方

※一般的な例を示しています。ご不明な場合は、市民税課（TEL 072-620-1614）にお問い合わせください。



◎市・府民税申告書の書き方

目次	ページ
手順1 住所、氏名などを記入する	1
手順2 1 収入金額等、2 所得金額を計算する	1
公的年金等に係る雑所得	1
雑所得（公的年金等以外）・給与所得	2
所得金額の合計	3
手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する	3
医療費控除・社会保険料控除	3
小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除	4
ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除・配偶者（特別）控除	5
扶養控除	6
障害者控除・基礎控除	7
合計（所得から差し引かれる金額の合計）	7

市・府民税申告書は、 茨木市ホームページで作成できます！

税額シミュレーションシステムにより、インターネット上で以下のことが可能です。

- ◎令和6年度市・府民税額の試算
- ◎令和6年度市・府民税申告書の作成
（データでの提出はできません。）

茨木市ホームページのトップページで、「キーワードから探す」下のボックスに「税額シミュレーション」と入力し、検索ボタンを押してください。

茨木市ホームページ：<https://www.city.ibaraki.osaka.jp>

・この書き方では、所得については、雑所得（公的年金等を含む）及び給与所得について記載しています。また、所得控除については、雑損控除の記載はございません。

・この書き方に記載が無い所得、所得控除等を申告される場合は、茨木市ホームページをご確認いただくか、お手数ですが、電話等でお問い合わせください。

計算欄

公的年金等に係る雑所得の金額の計算

公的年金等の収入金額 (キ「公的年金等」の金額)	円	A
●65歳未満（昭和34年1月2日以後生まれ）の方		
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額	
～1,299,999円	A-600,000	円
1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000	円
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000	円
7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000	円
10,000,000円以上	A-1,955,000	円

●65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の方		
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額	
～3,299,999円	A-1,100,000	円
3,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000	円
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000	円
7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000	円
10,000,000円以上	A-1,955,000	円

iv. 計算した公的年金等に係る雑所得の金額Bを⑦「公的年金等」に記入します。

公的年金等	⑦	公的年金等所得
-------	---	---------

雑所得（公的年金等以外）

i. 申告書裏面・右側・中段「◎雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の各欄に該当事項を記入してください。

●収入金額について

右の調書の例などの支払金額から収入金額を確認して記入します。

●必要経費について

- ・収入を得るために要した経費を領収書等から計算します。
- ・生命保険の年金（個人年金保険）など、必要経費が通知等に記載されている場合は、その金額を必要経費欄に転記します。

例) 個人年金の支払通知

※源泉徴収額は経費に含みません。

●必要経費の特例について

次の①と②に該当する方は、必要経費として55万円まで（※注）認められます。

①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方

②雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方

（※注）給与の収入金額が55万円以上であるときは、この特例は受けられません。給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額を必要経費とすることができます。

ii. 「◎雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の収入金額の合計額をケ「その他」もしくはク「業務」に記入してください。

業務	ク	
その他	ケ	

iii. その他の雑所得金額を計算し、⑨「その他」もしくは⑧「業務」に記入してください。

「業務」とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

例 シルバー人材センターからの収入、アフィリエイトで得た広告収入、食品デリバリーによる収入など

「その他」とは、公的年金・業務に係るもの以外のものをいいます。

例 生命保険契約等に基づいて支払を受ける年金、暗号資産(仮想通貨)の売買により得た収入など

給与所得の源泉徴収票

裏面

◎給与所得の内訳

勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					
月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等	夏				
	冬				
合計					

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額

支払金額	
源泉控除額の合計額	
源泉徴収額	

個人番号

個人番号	
------	--

勤務先

勤務先名	
勤務先住所	
勤務先電話番号	

給与支払者

氏名	
住所	
代表者	

受給者

氏名	
住所	
生年月日	

給与所得

i. 給与収入の金額を確認します。

・「令和5年分 給与所得の源泉徴収票」の支払金額

※二か所以上の場合、支払金額の合算額

※令和5年中に支払いを受けた給与について、源泉徴収票が無い場合は、給与支払者に請求してください。

倒産等により、給与支払者に源泉徴収票を

請求することが不可能な場合は、申告書裏

面の給与所得の内訳にご記入いただき、

「合計」を合算してください。

ii. 確認した給与収入の金額をカ「給与」に記入します。

給与	カ	給与収入
----	---	------

iii. 給与所得の金額及び所得金額調整控除1・2を計算します。

カ「給与」の金額を次ページの計算欄Aに転記し、計算欄に従って

給与所得の金額及び所得金額調整控除を計算してください。

計算欄（前ページの続き）

1. 給与所得の金額の計算

給与等の収入金額	円	
A の金額	給与所得の金額	
～550,999円	0	円
551,000円～1,618,999円	A-550,000	円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000	円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000	円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000	円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000	円
1,628,000円～1,799,999円	A÷4(千円未満の端数切捨て) B×2.4+100,000	円
1,800,000円～3,599,999円	A÷4(千円未満の端数切捨て) B	円
3,600,000円～6,599,999円	A÷4(千円未満の端数切捨て) B×2.8-80,000	円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9-1,100,000	円
8,500,000円～	A-1,950,000	円

A
C

2. 所得金額調整控除1の金額の計算

給与収入金額が850万円を超え、かつ、次の(1)～(4)のいずれかの要件に該当する場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1)本人が特別障害者に該当する
- (2)22歳以下の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4)特別障害者である扶養親族を有する

所得金額調整控除1	(A-8,500,000)×0.1	円	D
-----------	-------------------	---	---

※Aが1,000万円を超える場合は、150,000円(上限)

公的年金等に係る雑所得のある方は、所得金額調整控除2の計算をするために公的年金等に係る雑所得の計算が必要です。「公的年金等に係る雑所得」の計算後に、次の項目「3. 所得金額調整控除2の金額の計算」に進んでください。

3. 所得金額調整控除2の金額の計算

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する方が対象です。

「公的年金等に係る雑所得」で公的年金等に係る雑所得を計算した後に、右の計算欄に従って、所得金額調整控除2の金額を計算してください。

計算欄		
給与所得の金額	Cが10万円以上の場合は10万円	円 E
公的年金等に係る雑所得の金額	10万円以上の場合は10万円	円 F
所得金額調整控除2	(E+F)-100,000	円 G

iv. 給与所得の金額（所得金額調整控除後）の金額の計算

給与所得の金額から所得金額調整控除1・2を差し引きます。

v. 所得金額調整控除の給与所得の金額Hを⑥「給与」に記入してください。

所得金額調整控除後の給与所得の金額	C-D-G	円	H
-------------------	-------	---	---

給与	⑥	給与所得
----	---	------

所得金額の合計

「①営業等」欄から「⑪総合譲渡・一時」欄の金額を合計して、「⑫合計」欄に記入します。

手順3

所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する

- 医療費控除 →3ページ
- 生命保険料控除 →4ページ
- 勤労学生控除 →5ページ
- 扶養控除 →6ページ
- 社会保険料控除 →3ページ
- 地震保険料控除 →4ページ
- 障害者控除 →7ページ
- 基礎控除 →7ページ
- 小規模企業共済等掛金控除 →4ページ
- ひとり親・寡婦控除 →5ページ
- 配偶者（特別）控除 →5ページ

医療費控除

※ここでは、通常の医療費控除について記載しています。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告される場合は、茨木市ホームページをご覧ください。

i. 「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成します。

別添の「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成してください。

ii. 「医療費控除の明細書【内訳書】」の記載事項を市・府民税申告書に転記します。

- ・「医療費控除の明細書」の支払った医療費の額の合計額Aを申告書の「F支払った医療費」に転記します。
- ・「医療費控除の明細書」の生命保険や社会保険などで補てんされる金額の合計額を申告書の「G保険金などで補てんされる金額」に転記します。

iii. 「F支払った医療費」から「G保険金などで補てんされる金額」を差し引いて「H差引(F-G)」を記入してください。

iv. 10万円か「合計⑫」×5%のいずれか少ない金額を「I10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額」に記入してください。

v. 医療費控除の金額を記入してください。

「H差引(F-G)」から「I10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額」を差し引いた額を、「⑳医療費控除」に記入します。

F 支払った医療費	G 保険金などで補てんされる金額	H 差引(F-G)	I 10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額	医療費控除	⑳	H-I または Z
円	円	円	円			円

社会保険料控除

i. 社会保険料を種類ごとに記入します。

給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、各種保険料の納入領収書や納入済額通知書などから、「A国民健康保険料」「B国民年金保険料」「C介護保険料」「D後期高齢者医療保険料」「Eその他の社会保険料」を記入してください。

⑬社会保険料控除	A 国民健康保険料	B 国民年金保険料	C 介護保険料	D 後期高齢者医療保険料	E その他の社会保険料
	円	円	円	円	円

ii. 社会保険料控除の額を記入します。

社会保険料控除	⑬	A+B+C+D+E
---------	---	-----------

A～Eの各種社会保険料の合計額を「⑬社会保険料控除」に記入します。

※給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで小規模企業共済等掛金の額が記載されている場合は、内書きの金額を除いた金額が支払保険料の金額です。内書きの金額は、小規模企業共済等掛金控除の支払掛金の額ですので、含めないでください。
 ※生計を一にする配偶者、その他の親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除

掛金の合計額を、「⑭小規模企業共済等掛金控除」に記入してください。

小規模企業共済等掛金控除	⑭	
--------------	---	--

生命保険料控除

i. 生命保険会社等が発行する生命保険料控除証明書を確認してください。

「新生命保険料」「旧生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」「旧個人年金保険料」の5種類があります。

それぞれの保険料額を合計して、記入します。

⑮生命保険料控除	新生命保険料の支払額	旧生命保険料の支払額	介護医療保険料の支払額	新個人年金保険料の支払額	旧個人年金保険料の支払額
	円	円	円	円	円

ii. 生命保険料控除の金額を計算します。

下の計算欄A・B・E・F・Gに該当する保険料の合計額を転記し、計算欄に従って生命保険料控除の金額を計算してください。

計算欄

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）

旧生命保険料（一般）		A	旧個人年金保険料		B
支払った保険料	円		支払った保険料	円	
A・Bの金額	控除額	C	控除額	D	
～15,000円	Aの金額 円		Bの金額 円		
15,001～40,000円	A×0.5+7,500円 円		B×0.5+7,500円 円		
40,001～70,000円	A×0.25+17,500円 円		B×0.25+17,500円 円		
70,001円～	35,000円		35,000円		

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）

新生命保険料（一般）		E	新個人年金保険料		F	介護医療保険料		G
支払った保険料	円		支払った保険料	円		支払った保険料	円	
E・F・Gの金額	控除額	H	控除額	I	控除額	J		
～12,000円	Eの金額 円		Fの金額 円		Gの金額 円			
12,001～32,000円	E×0.5+6,000円 円		F×0.5+6,000円 円		G×0.5+6,000円 円			
32,001～56,000円	E×0.25+14,000円 円		F×0.25+14,000円 円		G×0.25+14,000円 円			
56,001円～	28,000円		28,000円		28,000円			
合計	C+H(最高28,000円) (Cのみについて適用を受ける場合は、最高35,000円) 円	K	D+I(最高28,000円) (Dのみについて適用を受ける場合は、最高35,000円) 円	L	J(最高28,000円) 円	M		
生命保険料控除額 (K+L+M)	(最高70,000円) 円	N						

iii. 生命保険料控除額Nの金額を、「⑮生命保険料控除」に記入してください。

生命保険料控除	⑮	
---------	---	--

地震保険料控除

i. 損害保険会社等が発行する地震保険料控除証明書を確認してください。

「地震保険料」と「旧長期損害保険料」とがあります。下の計算欄1に保険契約の区別に記入してください。

計算欄1

保険契約の区別に証明された支払保険料		保険料の金額	A	地震保険料の控除額（仮）		E
保 險 契 約 の 区 分	地震保険料のみの場合			円	A×0.5	
	地震保険料と旧長期 損害保険料の両方が ある場合※	地震保険料	円	(A+B)×0.5	円	
		旧長期損害 保険料	円	C+D	円	
	旧長期損害保険料のみの場合		円			D

※同一契約内に地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある場合は、いずれか一方の控除を受けることとなります。

ii. 地震保険料控除額を計算します。

下の計算欄2に従って、地震保険料控除額を計算します。

計算欄2					
Dの金額	～5,000円	Dの金額	円	H	
	5,001～15,000円	$D \times 0.5 + 2,500$ 円	円		
	15,001以上	10,000	円		
F+H		最高25,000円	円	I	
地震保険料控除額 (IとKのいずれか多い方の金額)			円	L	

Gの金額	～5,000円	Gの金額	円	J	
	5,001～15,000円	$G \times 0.5 + 2,500$ 円	円		
	15,001以上	10,000	円		
E+J		最高25,000円	円	K	

iii. 「地震保険料の支払額」欄・「旧長期損害保険料の支払額」欄に記入します。

●計算欄2のLに計算欄2のIの金額を記入したとき（計算欄2のIのほうが計算欄2のKよりも多いとき）

「地震保険料の支払額」欄に計算欄1のA+Bの金額を記入してください。

「旧長期損害保険料の支払額」欄に計算欄1のCの金額を記入してください。

⑯地震保険料控除	地震保険料の支払額	旧長期損害保険料の支払額
	円	円

●計算欄2のLに計算欄2のKの金額を記入したとき（計算欄2のKのほうが計算欄2のIよりも多いとき）

「地震保険料の支払額」欄に計算欄1のAの金額を記入してください。

「旧長期損害保険料の支払額」欄に計算欄1のGの金額を記入してください。

地震保険料控除	⑰	
---------	---	--

iv. 「⑰地震保険料控除」欄に計算欄2のLの金額を記入してください。

ひとり親控除・寡婦控除

i. ひとり親控除・寡婦控除に該当するかを確認してください。

[要件1] 令和5年中の合計所得金額が500万円以下であること。

※令和5年中の合計所得金額が500万円を超える方は、ひとり親控除・寡婦控除の適用はありません。

[要件2]	要件	控除額
ひとり親	次の①～③の全てに該当する方 <input type="checkbox"/> ①令和5年12月31日現況で、婚姻していないこと <input type="checkbox"/> ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと <input type="checkbox"/> ③生計を一にする子がいること ※この場合の子は、令和5年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。	30万円
寡婦	<input type="checkbox"/> 夫と死別後、婚姻していないこと または、次の①～②のいずれにも該当する方 <input type="checkbox"/> ①夫と離別後、婚姻していないこと <input type="checkbox"/> ②子以外の扶養親族を有すること	26万円

ii. 該当する控除にチェック (☑) してください。

寡婦に該当する場合は、「1. 死別 2. 離別 3. 生死不明」のいずれかに○をつけてください。

本人該当事項	⑰～⑱寡婦・ひとり親控除			
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	1. 死別 2. 離別 3. 生死不明		
	<input type="checkbox"/> ひとり親控除			
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱		0 0 0 0

iii. 控除額を「⑰～⑱ひとり親控除・寡婦控除」に記入してください。

勤労学生控除

i. 勤労学生控除に該当するかを確認してください。

[要件] 次の①～③の全てに該当する方

- ①令和5年12月31日現在、特定の学校の学生、生徒であること
- ②令和5年中の合計所得金額が75万円以下であること
- ③自己の勤労によらない所得金額が10万円以下であること

⑲勤労学生控除 (学校名)

ii. 学校名を記入してください。

iii. 控除額[260,000円]を「⑲勤労学生控除」に記入してください。

勤労学生控除	⑲	
--------	---	--

配偶者控除・配偶者特別控除

i. 配偶者が他の親族の扶養親族となっていないこと、青色申告者または白色申告者の事業専従者となっていないことを確認します。

配偶者が他の親族の扶養親族、あなたを含む青色申告者または白色申告者の事業専従者となっている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

ii. 配偶者の令和5年中の合計所得金額を確認してください。

・配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、「配偶者に関する事項」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」「同・別居」「個人番号(マイナンバー)」を記入します。

・配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合、上記に加えて「配偶者の収入金額」「配偶者の合計所得金額」を記入します。

配偶者に関する事項	①配偶者控除				②障害者控除 障害の程度			個人番号(マイナンバー)
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同・別居	身体 精神 療育	級		
	明・大 昭・平			同居 別居				
	③配偶者特別控除				④同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
	配偶者の収入金額 (給与 年金)	円	円	円	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
	配偶者の合計所得金額	円			配偶者控除 0000			

※配偶者の合計所得金額が133万円を超えている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

iii. 配偶者控除額または配偶者特別控除額を確認します。

あなたと配偶者のそれぞれの令和5年中の合計所得金額をもとに、下の計算欄から控除額を確認します。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

計算欄 (配偶者控除・配偶者特別控除の控除額)

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
48万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 ※昭和29年1月1日以前に生まれた方 (70歳以上の方)	38万円	26万円	
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

iv. 控除額等を市・府民税申告書に記入してください。

●配偶者控除に該当する場合 配偶者控除額を「①配偶者控除」欄に記入します。

●配偶者特別控除に該当する場合 配偶者特別控除額を「②配偶者特別控除」欄に記入します。

●配偶者の合計所得金額が48万円以下であるが、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者には該当します。

「配偶者に関する事項」の「同一生計配偶者」欄にチェック (☑) を記入してください。

配偶者控除	①	0000
配偶者特別控除	②	0000

配偶者に関する事項	①配偶者控除				②障害者控除 障害の程度			個人番号(マイナンバー)
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同・別居	身体 精神 療育	級		
	明・大 昭・平			同居 別居				
	③配偶者特別控除				④同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
	配偶者の収入金額 (給与 年金)	円	円	円	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
	配偶者の合計所得金額	円			配偶者控除 0000			

扶養控除

i. 扶養親族が他の親族の扶養親族となっていないこと、青色申告者または白色申告者の事業専従者となっていないことを確認します。

扶養親族が他の親族の扶養親族、あなたを含む青色申告者または白色申告者の事業専従者となっている場合は、扶養控除の適用はありません。

ii. 扶養親族の令和5年中の合計所得金額を確認し、氏名等を記入します。

扶養親族の令和5年中の合計所得金額が48万円以下であるかを確認します。※48万円を超えている場合は、扶養控除の適用はありません。

●扶養親族が16歳以上(平成20年1月1日以前生まれの方)の場合
「扶養親族に関する事項」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」「同・別居」「個人番号(マイナンバー)」を記入します。

●扶養親族が16歳未満(平成20年1月2日以後生まれの方)の場合
「16歳未満の扶養親族」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」「同・別居」「個人番号(マイナンバー)」を記入します。

iii. 扶養控除額を確認してください。

下の計算欄から、扶養控除額を確認してください。

扶養親族に関する事項	①扶養親族				②障害者控除 障害の程度			個人番号(マイナンバー)
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同・別居	身体 精神 療育	級		
	明・大 昭・平			同居 別居				
16歳未満の扶養親族	③扶養親族				④障害者控除 障害の程度			個人番号(マイナンバー)
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同・別居	身体 精神 療育	級		
	平 成 令 和			同居 別居				

計算欄

区分	控除額 (一人あたり)	扶養親族の人数	控除額 (小計)
控除対象扶養親族 平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方 昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方	33万円	× 人 =	① ,000 円
特定扶養親族 平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方	45万円	× 人 =	② ,000 円
老人扶養親族 昭和29年1月1日以前に生まれた方	38万円	× 人 =	③ ,000 円
同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円	× 人 =	④ ,000 円
※16歳未満の扶養親族(平成20年1月2日以後に生まれた方)については、控除額はなりません。			合計(①+②+③+④) ,000 円

iv. 控除額を市・府民税申告書に記入してください。

iii. で確認した扶養控除額（「合計（①+②+③+④）」）を「②③扶養控除」欄に記入してください。

扶養控除	②③	0000
------	----	------

障害者控除

i. 障害の程度を記入してください。

●申告される方の場合

本人該当事項	①⑦～①⑧寡婦・ひとり親控除			②⑨障害者控除		
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	1. 死別 2. 離別 3. 生死不明		障害の程度		
	<input type="checkbox"/> ひとり親控除			身体	精神	療育

●扶養親族の場合

扶養親族に関する事項	②⑩扶養親族			②⑨障害者控除			個人番号（マイナンバー）
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同居	障害の程度	障害の程度	
1				同居	身体	精神	
2				同居	身体	精神	
3				同居	身体	精神	
4				同居	身体	精神	
16歳未満の扶養親族				同居	身体	精神	
1				同居	身体	精神	
2				同居	身体	精神	
3				同居	身体	精神	

●控除対象配偶者の場合

配偶者に関する事項	②⑩配偶者控除			②⑨障害者控除		
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同居	障害の程度	障害の程度
				同居	身体	精神
				別居	療育	療育

ii. 障害者控除額を確認してください。

下の計算欄から、障害者控除額を確認してください。

計算欄

区分	控除額 (一人あたり)	扶養親族の人数	控除額 (小計)
障害者 ●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ●65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など	26万円	× 人 =	① ,000円
特別障害者 ●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方 ●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方 ●重度の知的障害者と判定された方 ●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など	30万円	× 人 =	② ,000円
同居特別障害者 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	53万円	× 人 =	③ ,000円
合計(①+②+③)			,000円

iii. 控除額を市・府民税申告書に記入します。

ii. で確認した障害者控除額（「合計（①+②+③）」）を「②⑩障害者控除」欄に記入してください。

障害者控除	②⑩	0000
-------	----	------

基礎控除

i. 基礎控除の金額を確認します。

あなたの令和5年中の合計所得金額をもとに、下の計算欄から控除額を確認してください。

ii. 控除額等を市・府民税申告書に記入します。

i. で確認した基礎控除額を「②④基礎控除」欄に記入します。

基礎控除	②④	0000
------	----	------

計算欄

あなたの合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

合計（所得から差し引かれる金額の合計）

「⑬社会保険料控除」欄から「⑭基礎控除」欄の金額を合計して、「⑮⑬から⑭までの計」欄に記入した後、「⑮⑬から⑭までの計」欄から「⑰医療費控除」欄の金額を合計して、「⑱合計(⑮+⑯+⑰)」欄に記入してください。

⑬から⑭までの計	⑮	
----------	---	--

合計(⑮+⑯+⑰)	⑱	
-----------	---	--